

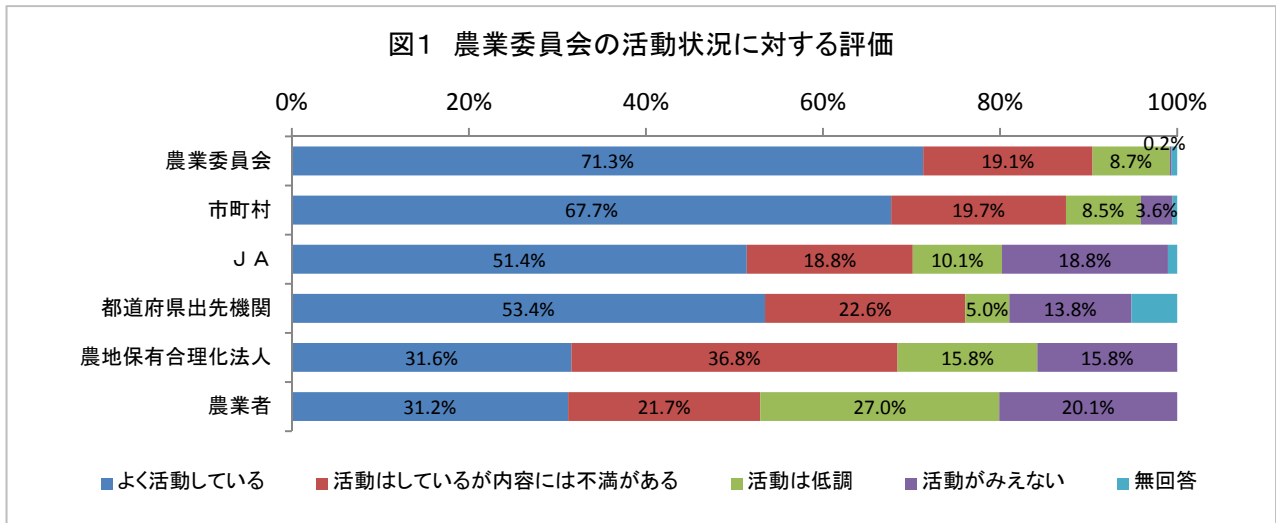
農業委員会のあり方に関するアンケート調査結果の概要

平成25年2月
農地政策課

I 農業委員会の活動状況の評価について

1 農業委員会の活動に対する評価

農業委員会、市町村、都道府県出先機関では「よく活動している」との回答が過半となっているが、農業者、農地保有合理化法人、JAでは、「活動内容に不満がある」、「活動は低調」、「活動が見えない」といった回答が多い。



【よく活動していると評価する点】

よく活動している農業委員会では、「農地法に基づく許可業務を公正・公平に実施」、「農地の利用状況を監視し、遊休農地や違反転用を防止」が高く評価されている。（部分回答及び参考資料集I-1）

【活動が不満・低調と考える理由】

「農地集積など農家への働きかけが形式的」、「監視活動は行っているが、遊休農地や違反転用の是正措置を講じない」、「集落営農や担い手農家の育成に取り組んでいない」との回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-2、3）

【活動が低調な原因】

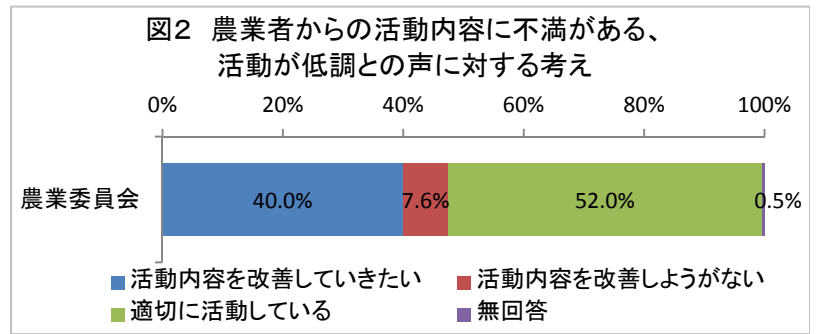
「農業委員は名誉職になっている」、「農業委員会事務局の人員が不足している」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-4）

【活動が見えない原因】

「日頃、農業委員会と関わるのが少ない」、「外部の人間の目に見える活動が少ない」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-5）

2 農業者からの活動内容に不満がある、活動が低調との声に対する考え

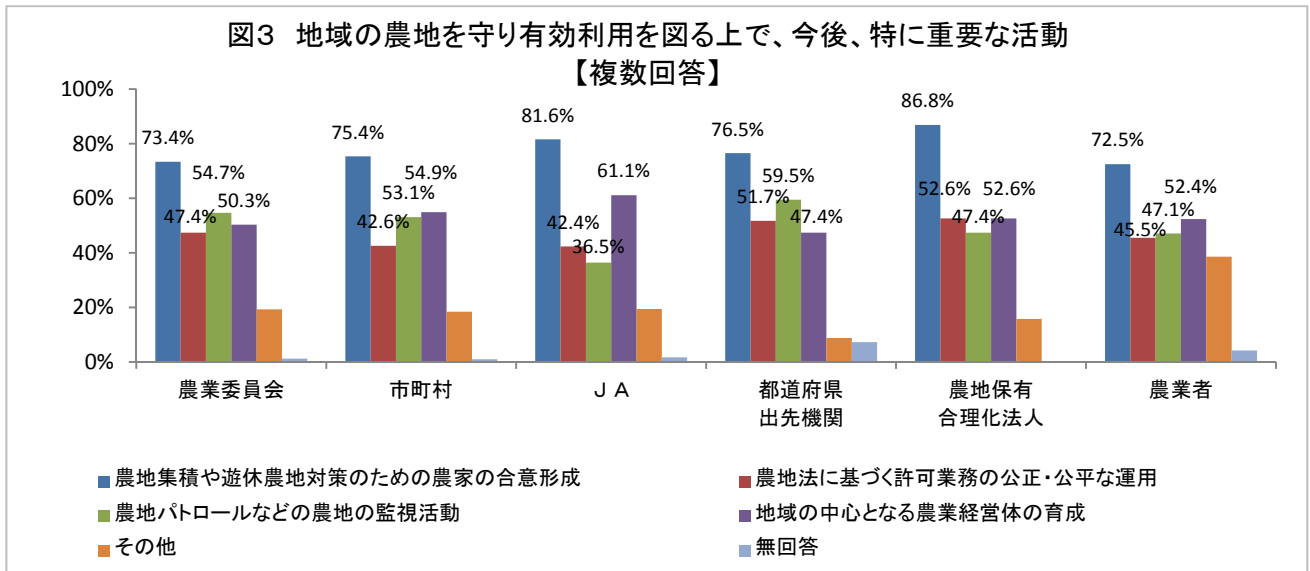
「活動内容を改善していきたい」と回答した農業委員会が4割、「適切に活動している」と回答した農業委員会が約5割となっている一方、「活動内容を改善しようがない」と回答した農業委員会も1割弱を占めている。



II 農業委員会が担うべき機能のあり方について

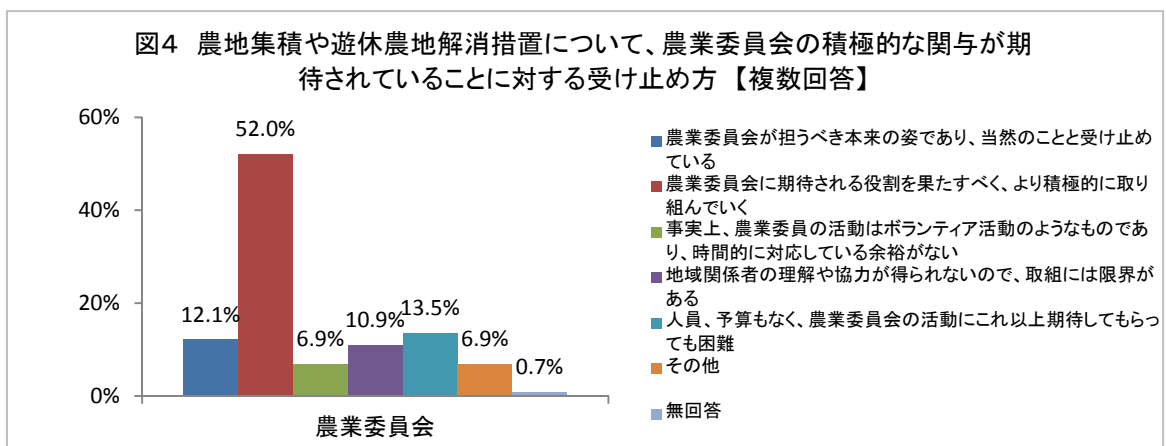
1-1 地域の農地を守り有効利用を図る上で、今後、特に重要な活動

「農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成」との回答が特に多い。



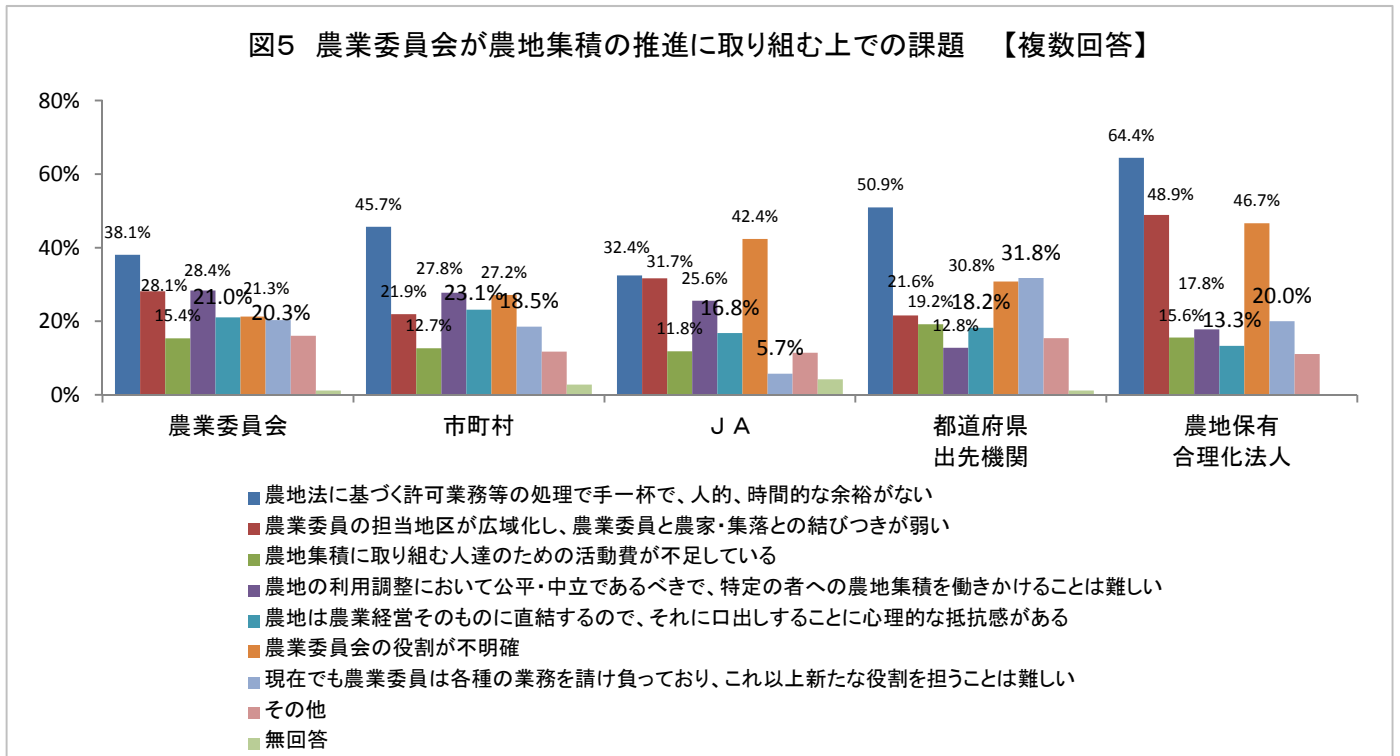
1-2 農地集積の推進や遊休農地解消措置について、農業委員会の積極的な関与が期待されていることに対する受け止め方

「農業委員会に期待される役割を果たすべく、より積極的に取り組んでいく」との回答が特に多い。



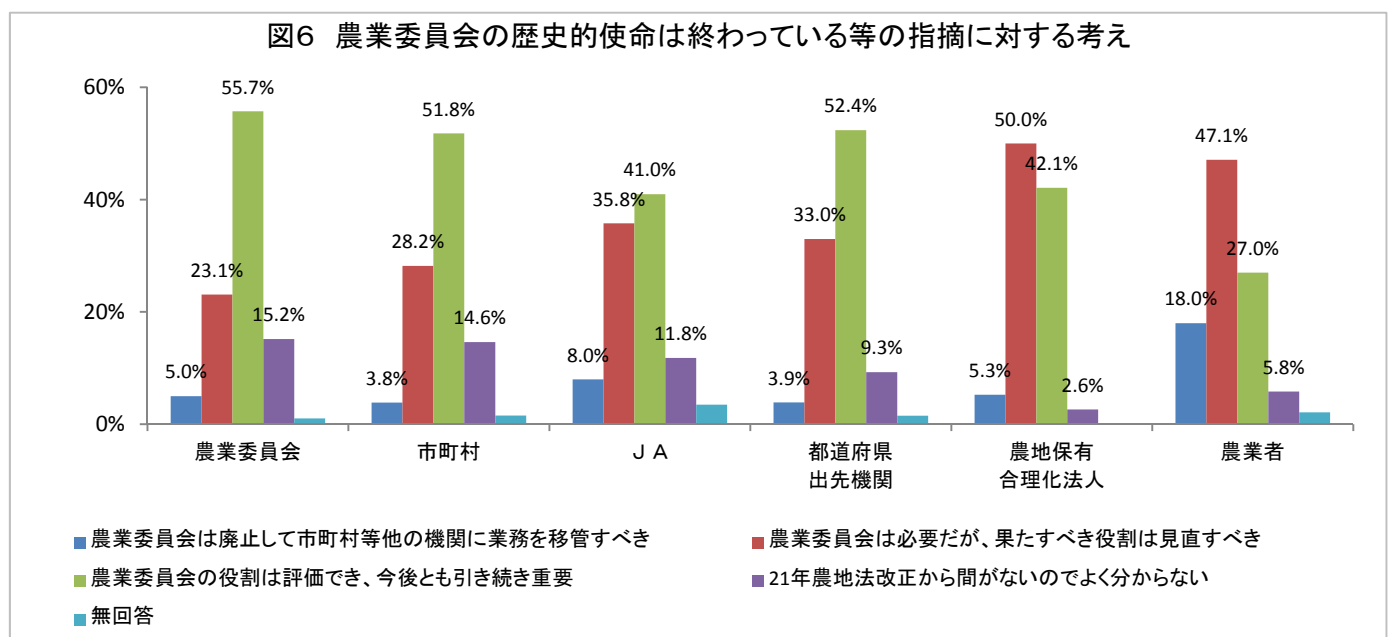
1-3 農業委員会が農地集積の推進に取り組む上での課題

「農地法に基づく許可業務等の処理で手一杯で、人的、時間的な余裕がない」、
「農業委員の担当地区が広域化し、農業委員と農家・集落との結びつきが弱い」との回答が多い。



2-1 「農業委員会の歴史的使命は終わっている」、「農地流動化、農地集積は自治体の責任において行うべき」との指摘に対する考え

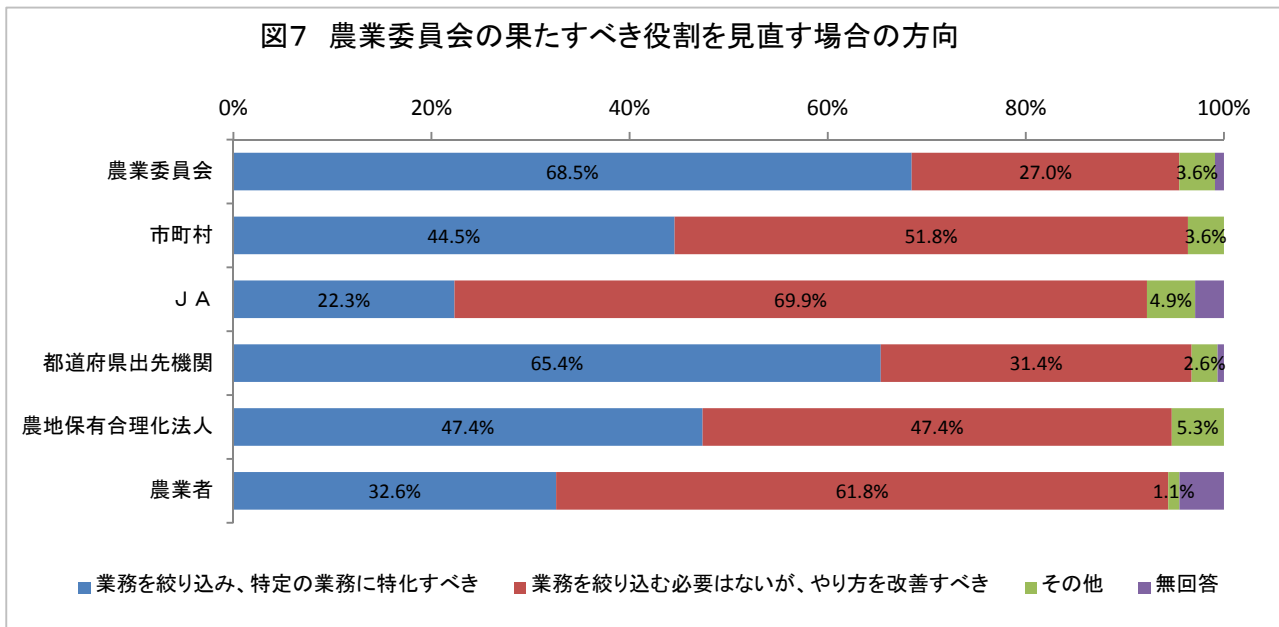
「農業委員会の役割は評価でき、今後とも引き続き重要」、「農業委員会は必要だが、果たすべき役割は見直すべき」が併せて7割以上となっており、「農業委員会は廃止して市町村等他の機関に業務を移管すべき」との回答は少ない。



2-2 農業委員会の果たすべき役割を見直す場合の方向（2-1で農業委員会は必要だが、果たすべき役割は見直すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会23.1%、市町村28.2%、JA35.8%、県出先33.0%、合理化法人50.0%、農業者47.1%）

農業委員会、都道府県出先機関では、「業務を絞り込み、特定の業務に特化すべき」が回答者のおよそ3分の2あるのに対し、JA、農業者では「業務を絞り込む必要はないが、やり方を改善すべき」が回答者のおよそ3分の2となっている。



2-3 農業委員会が行うべき業務、農業委員会以外が行うべき業務（2-2で農業委員会の業務を特定の業務に特化すべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会15.8%、市町村12.5%、JA8.0%、県出先21.6%、合理化法人23.7%、農業者15.4%）

「農地法に基づく許可業務」及び「農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動」は農業委員会が行うべき業務との回答が多い。

一方、「地域の中心となる農業経営体の育成」は、農業委員会以外が行うべきとの回答が多い。

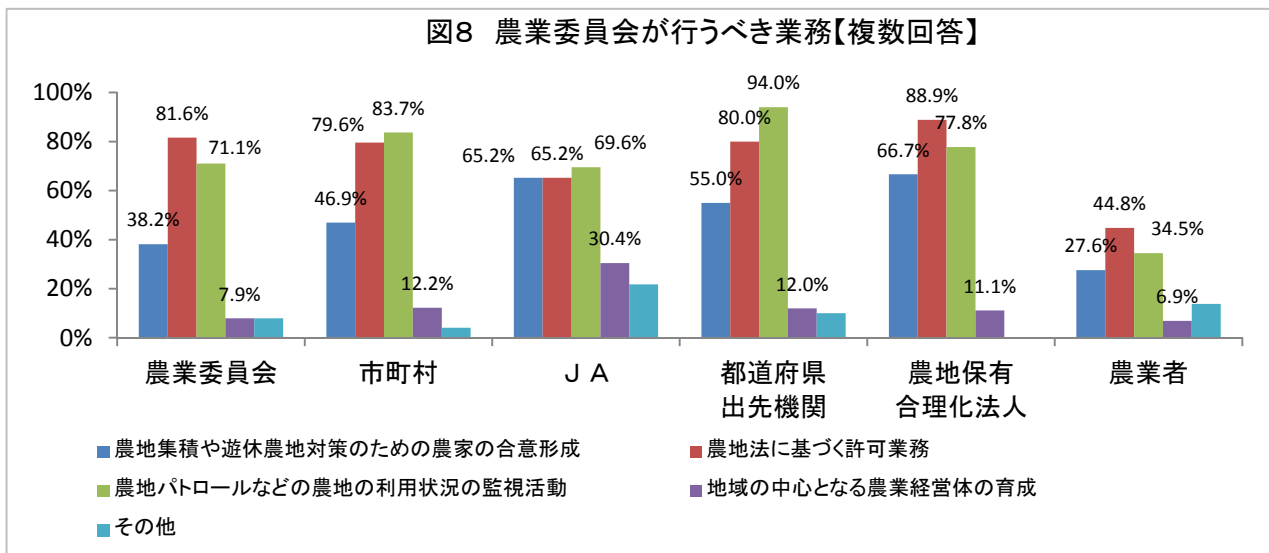
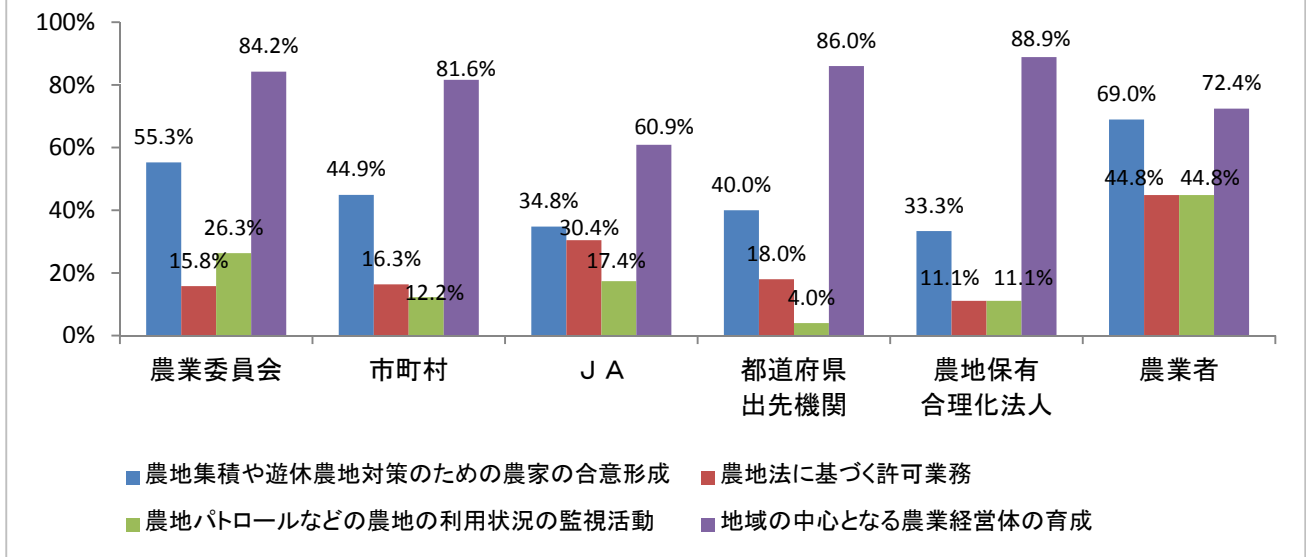


図9 農業委員会以外が行うべき業務【複数回答】



【業務を絞り込む必要はないが、やり方を改善すべきとの回答についての改善の方向性】

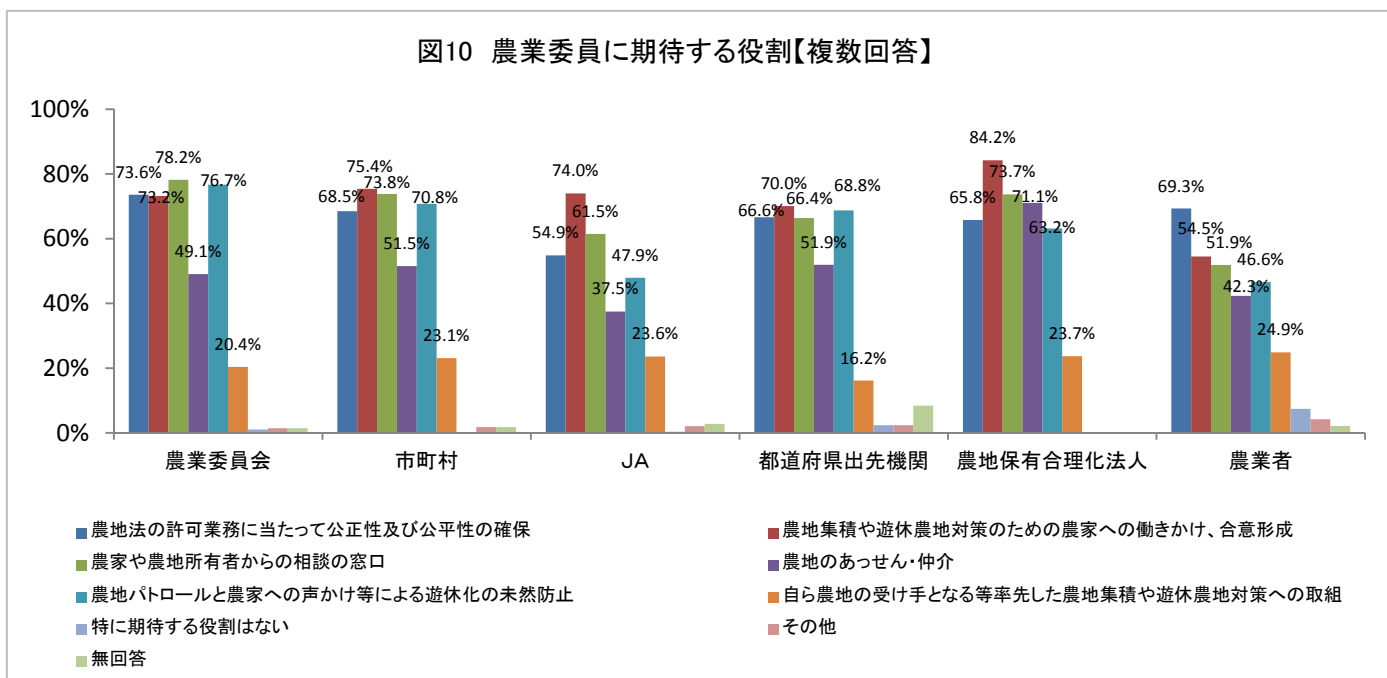
- (1) 農地集積や遊休農地対策のための農家の合意形成については、「あっせんの申出を待つだけでなく積極的に農家・農地所有者の意向を把握すべき」との回答が多い。(部分回答及び参考資料集Ⅱ－２－１)
- (2) 農地法に基づく許可業務については、「特に見直す必要はない」、「総会や農地部会の審議を必要に応じて柔軟に開催するようにすべき」との回答が多い。(部分回答及び参考資料集Ⅱ－２－２)
- (3) 農地パトロールなどの農地の利用状況の監視活動については、「農家や住民から積極的に情報収集すべき」、「遊休農地や違反転用を発見した場合には直ちに所有者や業者を徹底指導する体制を整備すべき」との回答が多い。(部分回答及び参考資料集Ⅱ－２－３)
- (4) 地域の中心となる農業経営体の育成については、「地域の中心となる農業経営体に対し、農地情報を提供し、農地をあっせんすべき」との回答が多い。(部分回答及び参考資料集Ⅱ－２－４)

Ⅲ 農業委員のあり方について

1 農業委員に期待する役割

農業委員に対しては、「農地集積や遊休農地対策のための農家への働きかけ、合意形成」を始めとして、「農家や農地所有者からの相談の窓口」等の役割が期待されており、「特に期待する役割はない」はほとんどない。

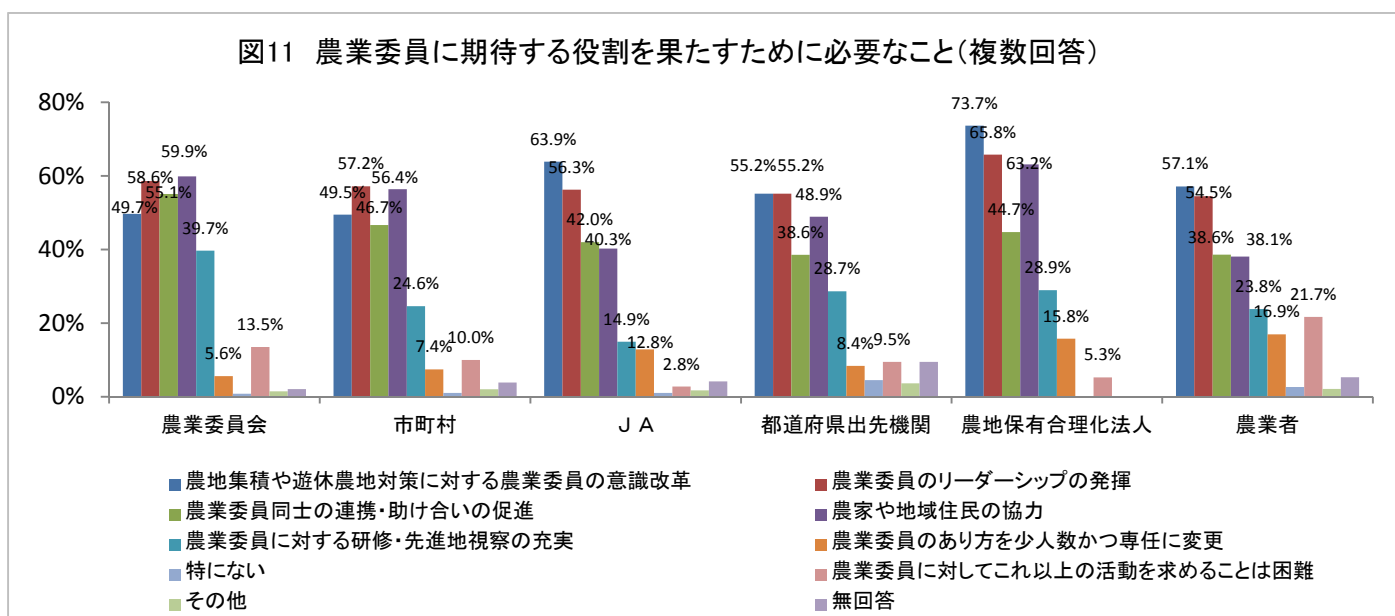
図10 農業委員に期待する役割【複数回答】



2 農業委員に期待する役割を果たすために必要なこと

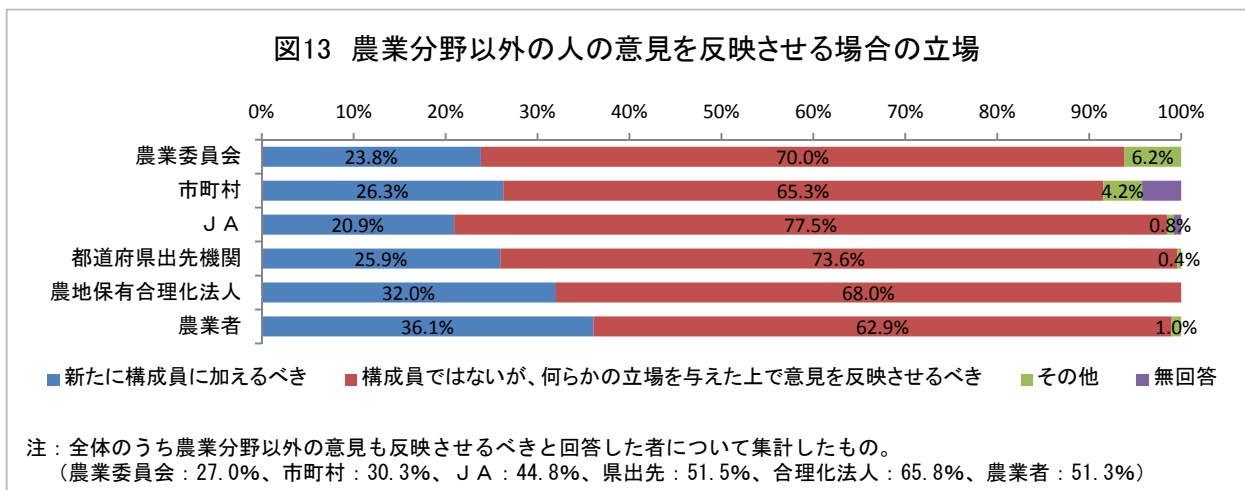
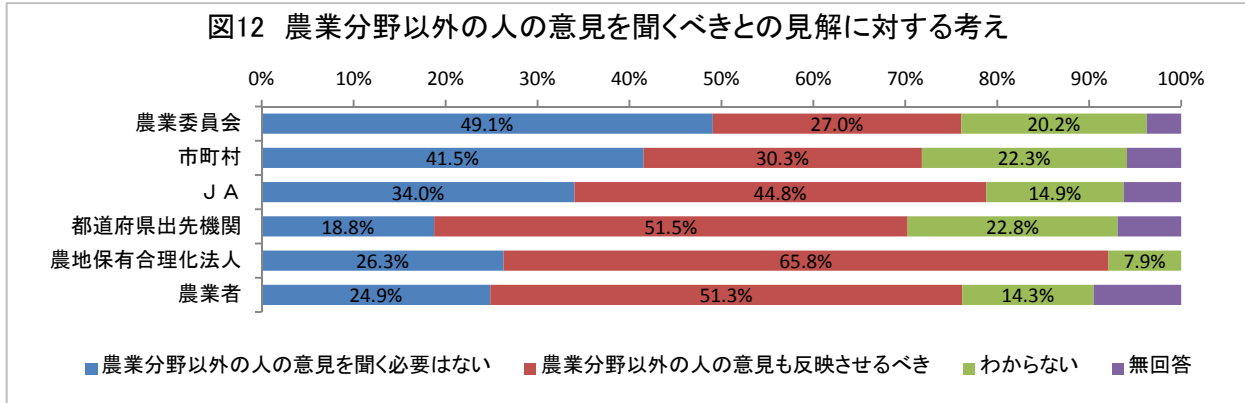
「農地集積や遊休農地対策に対する農業委員の意識改革」や「農業委員のリーダーシップの発揮」、「農家や地域住民の協力」が必要との回答が多く、「農業委員のあり方を少人数かつ専任に変更」は少ない。

図11 農業委員に期待する役割を果たすために必要なこと(複数回答)



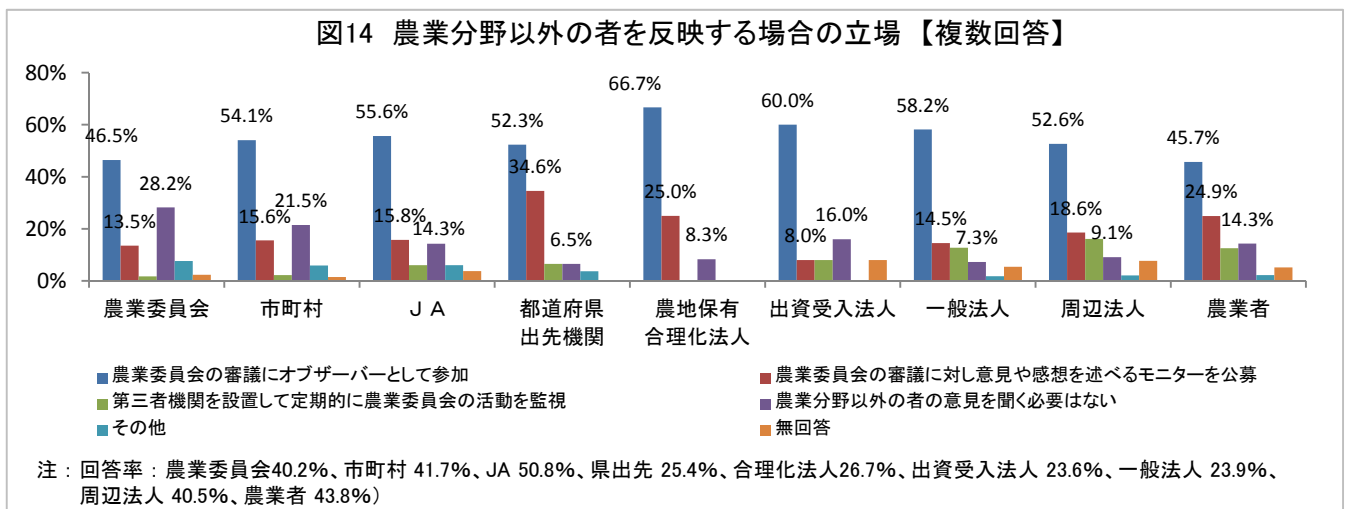
3 農業分野以外の人意見も聞くべきとの見解に対する考え

農業委員会、市町村では、「農業分野以外の人意見も聞く必要はない」との回答が多いが、その他では、「農業分野以外の人意見も反映させるべき」との回答が多くなっている。
 また、意見を反映させる場合の立場として、「構成員ではないが何らかの立場を与えた上で意見を反映させるべき」との回答が多くなっている。



4 農業分野以外の人意見を反映する場合の立場

「農業委員会の審議にオブザーバーとして参加」、「農業委員会の審議に対し意見や感想を述べるモニターを公募」の順に多いが、農業委員会、市町村等では「農業分野以外の人意見を聞く必要はない」との回答も多い。

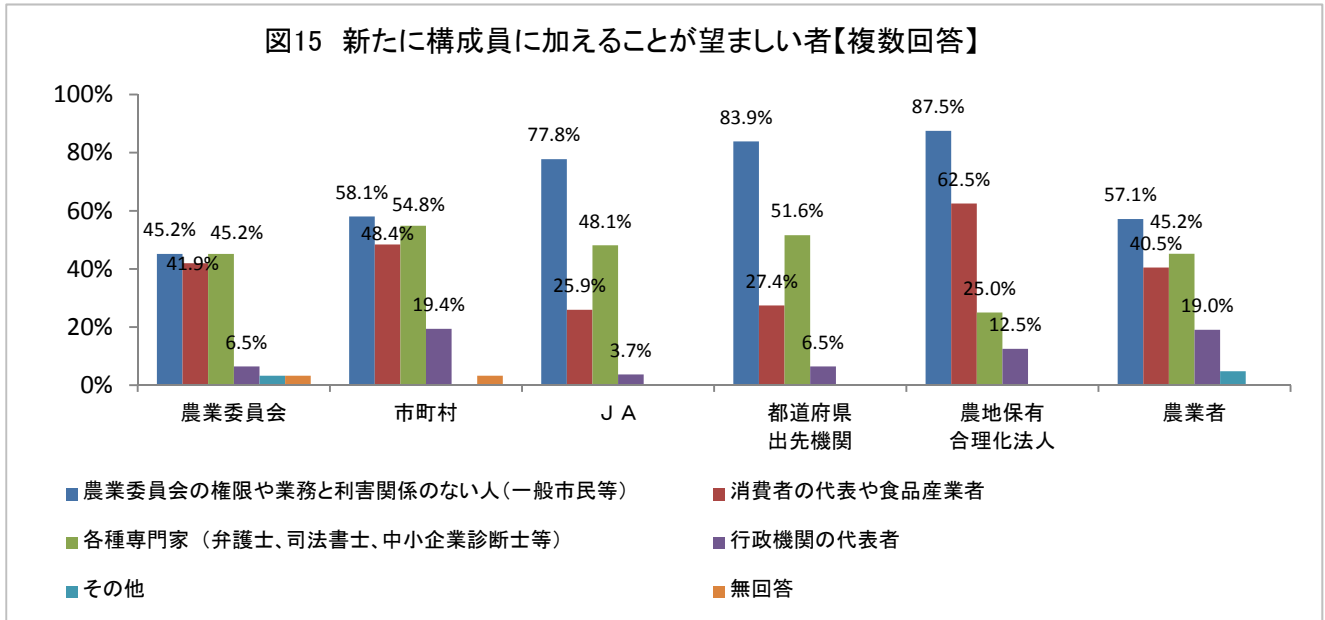


注：周辺法人とは、出資受入法人又は一般法人が営農を行っている市町村において営農する農業生産法人をいう。

5-1 新たに構成員に加える場合に望ましい者（3で農業分野以外の人を新たに構成員に加えるべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会6.4%、市町村8.0%、JA9.4%、県出先13.3%、合理化法人21.1%、農業者18.5%）

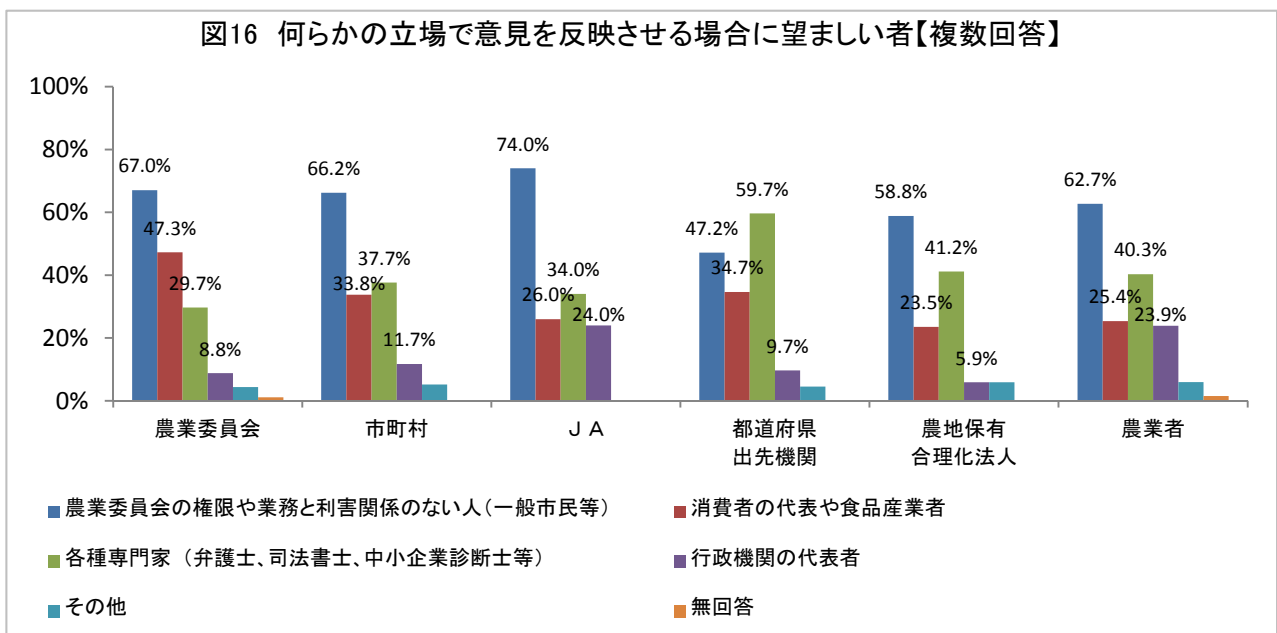
農業分野以外の人を新たに構成員に加える場合には、JA、都道府県出先機関、農地保有合理化法人で「農業委員会の権限や業務と利害関係のない人（一般市民等）」が特に多い。



5-2 何らかの立場で意見を反映させる場合に望ましい者（3で農業分野以外の人を構成員ではないが、何らかの立場を与えた上で意見を反映させるべきと回答した場合）

（回答率：農業委員会18.9%、市町村19.8%、JA34.7%、県出先37.9%、合理化法人44.7%、農業者32.3%）

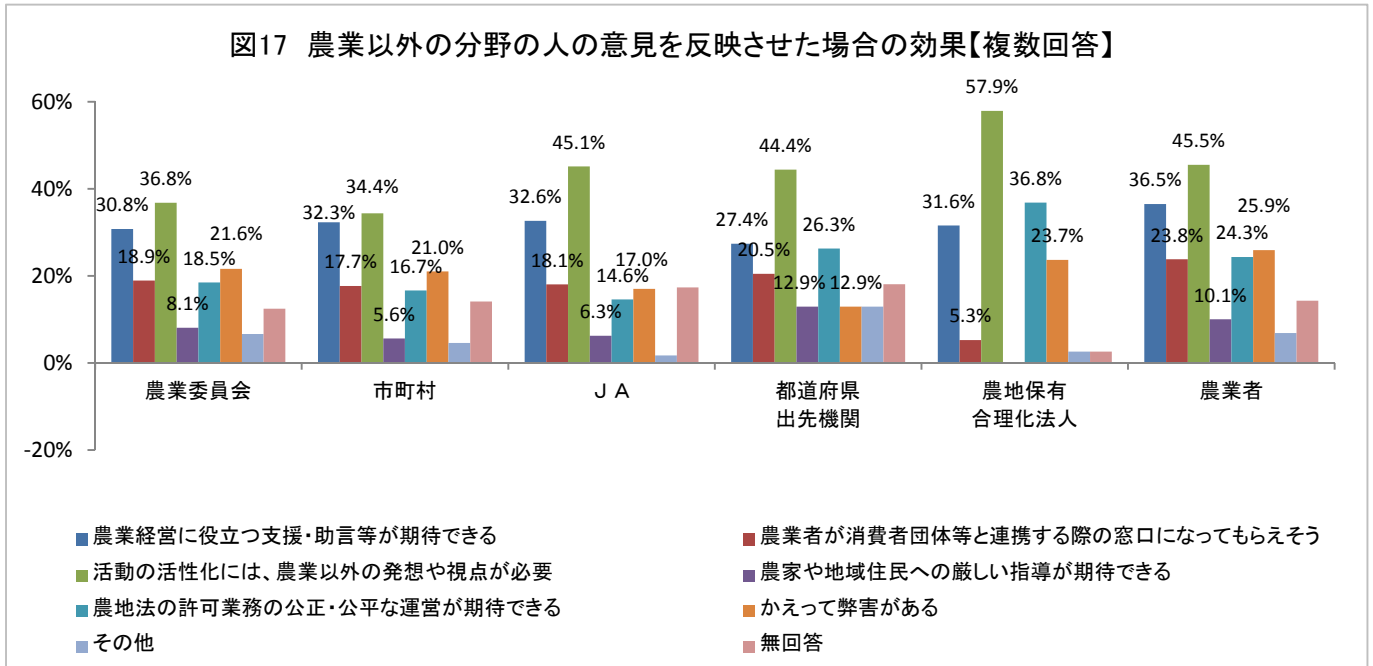
農業分野以外の人を何らかの立場で意見を反映させる場合には、農業委員会、市町村、JAで「農業委員会の権限や業務と利害関係のない人（一般市民等）」が特に多いが、都道府県出先機関では「各種専門家（弁護士、司法書士、中小企業診断士等）」が最も多くなっている。



6 農業分野以外の人に何らかの立場を与えて意見を反映させた場合の効果

「活動の活性化には、農業以外の発想や視点が必要」が多い一方、「かえって弊害がある」との回答も2割前後ある。

図17 農業以外の分野の人の意見を反映させた場合の効果【複数回答】

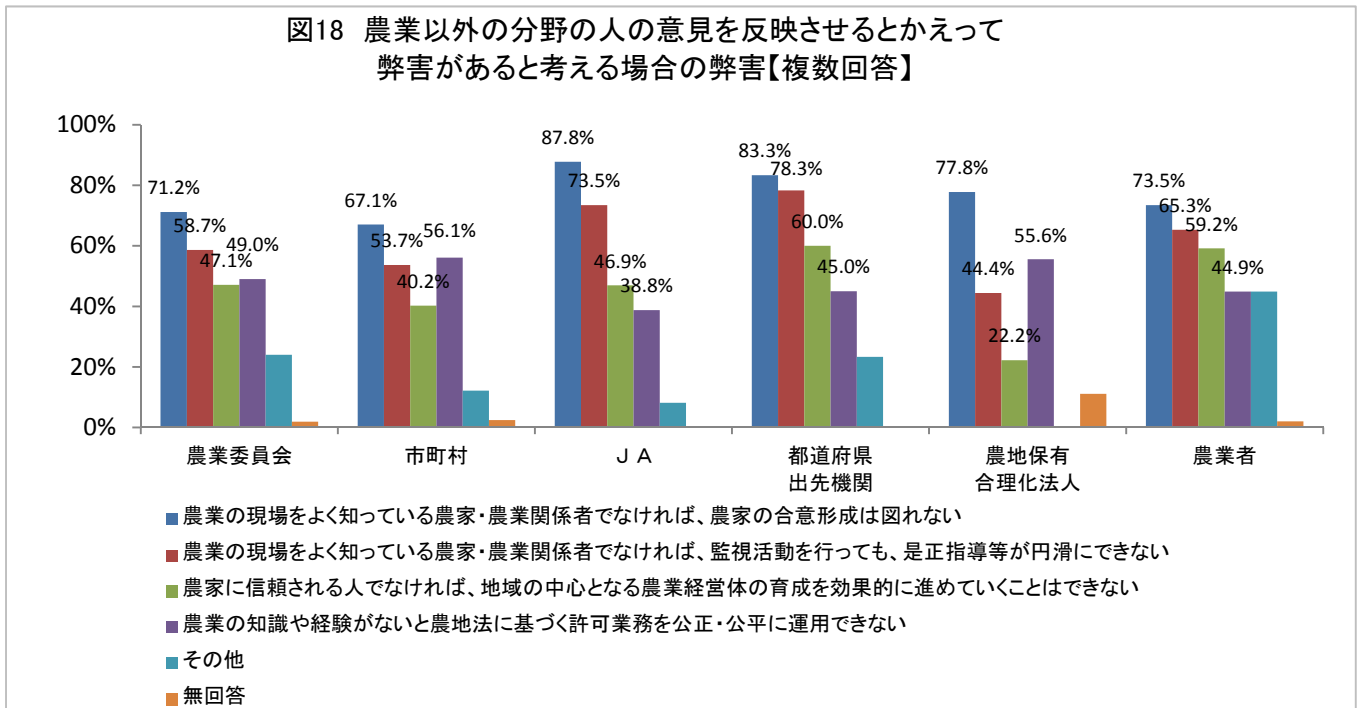


7 農業分野以外の人意見を反映させるとかえって弊害があると考える場合の弊害（6でかえって弊害があると回答した場合）

（回答率：農業委員会21.6%、市町村21.0%、JA17.0%、県出先12.9%、合理化法人23.7%、農業者25.9%）

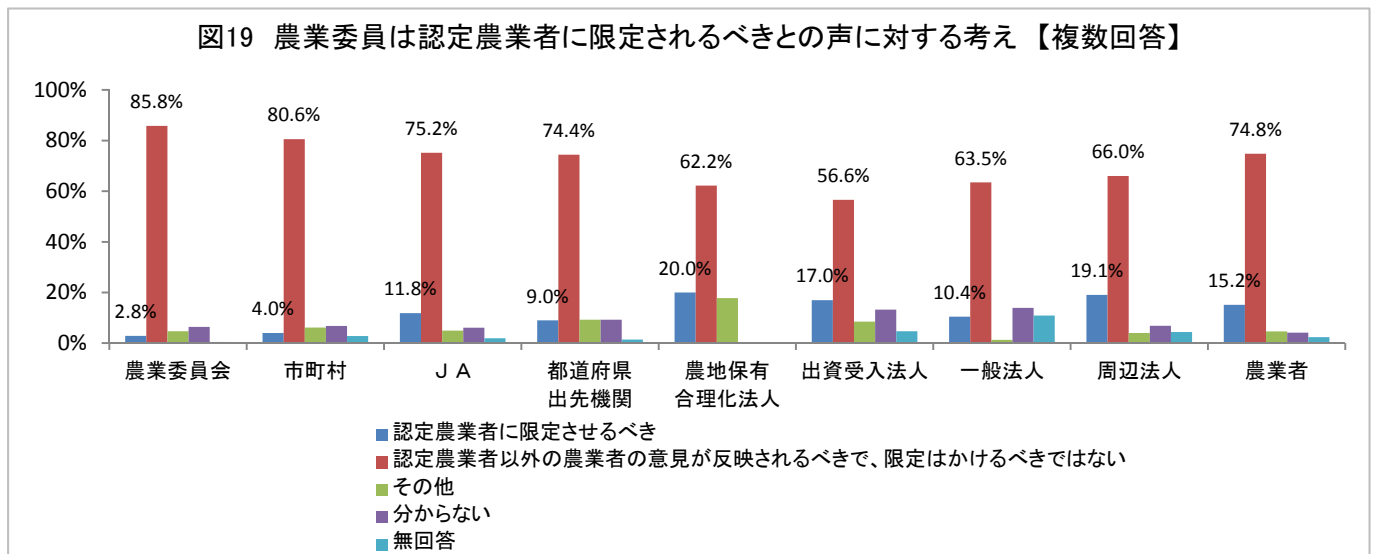
「農業の現場をよく知っている農家・農業関係者でなければ、農家の合意形成は図れない」との回答が多くなっている。

図18 農業以外の分野の人意見を反映させるとかえって弊害があると考える場合の弊害【複数回答】



8 農業委員は認定農業者に限定されるべきとの声に対する考え

「認定農業者以外の農業者の意見が反映されるべきで、限定はかけるべきではない」との回答が特に多い。



アンケート調査の概要

1 調査時期：平成24年1月から2月

2 調査対象

- ① 農業委員会事務局担当者
(全国の農業委員会から無作為に3分の1を抽出)
- ② ①の農業委員会のある市町村の農政担当者
- ③ ①の農業委員会の管内を管轄するJAの営農担当者
(複数の農業委員会を管轄する場合はそれぞれの農業委員会毎)
- ④ ①の農業委員会を管轄する都道府県出先機関の担当者
(複数の農業委員会を管轄する場合はそれぞれの農業委員会毎)
- ⑤ 都道府県農地保有合理化法人
- ⑥ 農業者

3 回答数：次のとおり

	調査対象数	回答数	回答率
農業委員会	595	481	81%
市町村	595	390	66%
JA	595	288	48%
都道府県出先機関	595	464	78%
農地保有合理化法人	47	38	81%
農業者	1,050	189	18%